

## 「8時間働けば普通に暮らせる社会」を CU東京・春の運動



1/31国民春闘・東京春闘主催で開かれた総決起集会。杉並公会堂1000人が参加しました。

### 「人間らしい雇用のルール破壊」を許さない

CU東京は、「非正規雇用が当たり前の時代」、「個別的労使紛争が多発する社会」における新しい労働運動として、憲法で保障された労働者の権利を生かす「駆け込み寺」の役割を担い、17年1月1060人の組織に到達しました。

安倍政権は「働き方改革」と称して、労働者の生活と権利を根底から破壊する労働者保護法制の大改悪（「残業代ゼロ」法案など）を狙っています。

「憲法28条を否定」し労使関係から労働組合を排除する潮流も広がっています。このような情勢の中、CU東京は、到達点と「経験」を生かし、「春闘」の一翼を担い、労働者・市民に対して「8時間働けば普通に暮らせる社会」、「個人の尊厳が守られる職場」の実現に向け春の運動にとりくみます。

CU東京は、三つの旗（社会的要請と大義を明確に）を掲げて春の運動をとります。

- ①個人の尊厳を守る「駆け込み寺」としての旗（憲法13条、28条の要請）。
- ②「社会的労働運動」の担い手としての旗。
- ・「生活できる最低賃金1500円の実現を」

・「非正規雇用労働者などへの『労働基準・社会保険』の適用」「長時間労働の禁止」など、地域労働者の「働くルールの確立」を図る。

③労働者の連帯と中小企業との共同で「政治の改革を」の旗

・「働くルール」の確立は政治の課題、労働者が団結し野党の共闘で政策転換を・中小企業との「労使関係の改善」、「雇用の改善・安定」のための「対話」と「公的な助成」などでの共同にとりくみます。

### 組合員一人一人の自覚と、組織を拡大し 組合の活力を高める活動

①CU東京が社会から求められている分野が組織化の対象になります。

・CU東京が求められている「個別争議の恒常的支援団体」、「当事者」と「支援者」、「双方」の組織化。

・中小企業での「労使関係の改善」と組合加入の促進します（職場の安定、互助的な組織）。

②一人一人の組合員の「職場の悩み」が話せる組織活動を広げる。・学習や「話し合える」場の提供

・職場の問題を組合の中や、街頭で「話す」活動にとりくみます。

## CU江戸川連続学習会 第一回は青年サークルと CU江戸川支部



### 青年サークル「ザムト」と学習会

CU江戸川連続学習会、第一回は青年サークルと1月29日にCU江戸川支部とザムトが共催で連続企画の一回目として「知って得する仕事のルール 労働時間を考える」学習会を行いました。ザムトは働き方を考え、学習と交流を行い、労働組合をパートナーとして労働問題解決に当たる青年労働者のサークルです。電通新入社員の過労自殺に危機感を持ち、連続企画一回目に労働時間を取り上げました。東京合同法律事務所の市橋弁護士から労働時間や残業など法律面の話を頂き、CUから労働相談や労働者の実態を話すと共に労働組合への加入を訴えました。その後小グループに分かれ、職場交流を行いました。

### 時間も延び3時間近い会に

時間も延び3時間近い会でしたが、参加者は熱心に学び、討議しました。参加者は組合員が10名、他が10名でした。この様な会に参加するのは初めての方もいました。「よかった」「この様な会を続けて」「次回も参加したい」との声が多数ありました。次回は「雇用形態を考える」です。第三回は「職場環境を考える」です。CU江戸川では「労働相談者の交流会」も計画しています。

(CU江戸川 宮澤園寛)

## CU東京の共済が 組合員をサポートします

- 入院共済 4日以上入院を保障します。  
病気・ケガの入院 1日5000円
- 交通災害共済 (全労連共済・全員加入)  
入院1日3000円 (180日間) 実通院1日1000円  
(詳しくは支部、または本部に問い合わせを)

## 東京地評・春の組織拡大 月間「出陣式」

宮本書記次長が決意表明



### 「働き方改革」は労働者への攻撃

東京地評17年春の組織拡大月間「出陣式」が2月16日東京労働会館ラパスホールで開催され、CU東京からも参加して経験を報告しました。松森事務局長が基調報告に立ち、「労働者に仕掛けられた戦後最悪の攻撃—安倍『働き方名ばかり改革』、残業代ゼロ法、解雇の金銭解決—とのたたかいを春闘と結合して進めよう。組織の実増・強化を成し遂げよう」との訴えがありました。経験報告・決意表明では、医労連、八王子労連、全国一般、新宿区労連からの経験が語られた後、地域で奮闘し大きな成果を上げているCU東京の発言を求められました。

### 労働相談を旺盛にとりくむ

宮本一書記次長が、「昨年秋の拡大目標100人と1,000人突破」を掲げ、15支部中13支部で目標達成し1,000人突破を成し遂げたこと、今日、月間前の組織人員930人から1,065人となり、135人の実増となったことを報告しました。この要因として、初めて拡大月間をたたかう決起集会70人を超す参加で意思統一が図られたこと、「駆け込み寺」の労働相談を旺盛に取り組んでいること、三多摩協議会が結成され200人組織めざした奮闘など、様々なドラマによる目標突破でもありました。

労働相談事案は多くの支部で解決力を高めていますが、最近メンタルを発症して相談される方も多く、相談員の対応も苦慮している問題を率直に報告しました。東京地評が3～5月に5%目標での春の拡大に取り組む事が提案されています。CU東京として、50人超の拡大をやり抜き貢献していきたいと決意表明しました。

## 目標50名の早期実現！ に向けて

CU練馬支部



### 練馬労連との共同で最賃宣伝

今練馬では当面10名の拡大目標に取り組んでいます。昨年秋のパンフの新聞折込みをはじめ、最賃宣伝と合わせ加入呼びかけの駅宣などを練馬労連との共同で実施しました。練馬教職員組合(役員会)や、共産党区議団を訪問し、地域におけるCUの役割を説明し懇談。非正規職員への呼びかけや、協力組合員への要請などを行いました。

### 手づくり鍋を囲んで新年の交流

寒風の中の2月3日、練馬駅西口で宣伝行動を行い、組合員7名が参加。30分で250枚のチラシを配布しアピールをしました。終了後、土建会館の会議室を借りて、手づくり鍋を囲んで新年の交流を行いました。ごく最近、労働相談で加入したばかりの30代の男性が仕事帰りに参加し、職場の現状やこれからの闘いかたについて、おおいに語り交流を深めました。(根岸弘子)

## 団交で 「会社都合退職」認めさせ

CU文京支部

昨年暮れ押し詰まって、新たな労働相談がありました。紳士服メーカーの社員で日本橋のデパートに「派遣」されていたAさんです。

Aさんは、同僚のリストラ話が急に取やめになり、代わりにAさんが千葉の同店に異動させられました。ところが異動後10日で千葉の店の閉店が報

道されビックリ。今度は、神奈川県のお店に行くか辞めるか選択を迫られました。

あまりに人を馬鹿にした話として、退職を申し出たところ、「会社都合にはできない、自己都合だ」と、会社から言われました。AさんはCU文京に来られさっそく加入、団体交渉の申し入れを行ったものです。3時間の交渉の結果、(数日後に)会社都合が認められて、Aさんも組合もほっとしました。

このケースは、上記の説明から見れば、当然「会社都合」と思いますが、ハローワークは本人と会社の言い分が違った場合、会社の主張を取ります。Aさんは、今も働いている同僚たちから「頑張って交渉してきた」と励まされ、期待されたと言っていました。(山田三平)



### これ以上、いのちを削らせない！

社会保障改悪阻止の署名にご協力を

東京社保協は、「これ以上、いのちを削らせない！」を呼びかけに、署名に取り組んでいます。「負担増」「給付削減」はストップ！安全・安心の医療・介護の現実を求める署名にご協力をお願いします。国の責任で、お金の心配なくだれもが必要な医療・介護を受けられるようになります。各支部に署名用紙が届いています。3月までに集中ください。



# CU三多摩・新春のつどい

42人が参加

1月22日



## 「駆け込み寺」の役割を果たして

1月22日開催した新春のつどいには、共産党都議、市議、東京土建の本部・三多摩各支部、争議中の2名、総勢42名の参加者で盛大に行われました。

佐藤委員長からCU三多摩協議会結成から30数件の労働相談に対応し、「駆け込み寺」の役割を果たしてきた。組織拡大を重視し200人を超え、さらに躍進して行きたい。既存組合からの期待も広がり、CU三多摩への理解度も高まっている。と挨拶しました。乾杯後、前進座の今村文美さんの華麗な舞踊、さすが85年の歴史を感じました。わらび座の若手の「ヤ～レンソ～レン」の躍動感あふれる踊りには参加者一同圧倒されました。

## 当面300名の組合員拡大めざして

春闘が始まり各労働組合が賃金の引き上げや生活改善など諸要求実現のため、たたかいが開始されています。安倍内閣は、「同一労働同一賃金」「長時間労働是正」と言いつつ、派遣労働の全面解禁に続き、低賃金で解雇しやすい「限定正社員制度」など「多様な働き方」「残業代ゼロ」の「脱時間給制度」「金銭解雇制度」などの将来不安を広げる政策をすすめています。

三多摩協議会は、労働者切捨て政策とたたかい、残業代未払い、長時間労働、賃金未払など労働基準法違反を受けている未組織労働者の労働相談の解決、また、当面300人の組合員拡大に奮闘します。

(小野塚洋行)



# 安倍「働き方改革」を批判

## 長時間労働を是認するような内容

安倍首相が議長長の「働き方改革実現会議」は14日、「長時間労働の是正策」を示しましたが、懸念された過労死防止策にほど遠く、むしろ長時間労働を是認するような内容となりました。

残業時間は年720時間、月60時間まで認めるとともに、焦点の繁忙期は「労災認定基準（1カ月100時間まで、2～6カ月平均で月80時間）を超えない範囲で上限を設ける」案は労働側や識者から批判があり、判断を延期しました。

長時間労働の抑制、過労死や過労自殺のリスク回避には「EU並みの勤務間インターバル規制」（退社から入社まで11時間の休息）が必要ともされるが、この規制は見送っています。

## 過労死リスクを高めている「労使協定」

大臣告示の残業時間規制は月45時間、年360時間（法定化の方向）ですが、「特別条項」を結べば青天井で残業させられる事になります。実際、特別条項で「月200時間、年間800時間（IHI）」等、多くの大企業で過労死リスクを高めている労使協定を結んでいます。厚労省は「パート含めた総労働時間は1800時間を達成」としていますが、自動車総連の15年平均総労働時間は2119時間と厚労省発表と大きくかけ離れています。今まさに春闘、賃金引上げ、パート時給1500円、そして残業規制など労働条件改善の声を大きく高めていくときといえます。

## 日本とEUの働き方の違い

|            | 日本                                      | EU                      |
|------------|---|-------------------------|
| 労働時間の上限    | 特別条項付きの36協定を結べば、時間外労働は制限なし(1年のうち半年間が上限) | 時間外労働も含めて週48時間まで        |
| 翌日の出勤までの休息 | 法規制無し                                   | 最低で連続11時間の休息時間確保が義務     |
| 賃金格差       | 非正規は正社員の6割程度                            | 「均等待遇」で法規制。非正規は正社員の8割程度 |